

J. -F. ムロンの貨幣的經濟論と奢侈論

——貨幣論争と奢侈論争—— (下)

米 田 昇 平

はじめに

1. ムロンの經濟思想

(1) 商業論

(2) 奢侈論

(3) 貨幣・信用論 (以上前号)

(4) 統治システム論 (以下本号)

2. 貨幣論争—ムロン, デュト, バリ・デュヴェルネー

3. フランスにおける初期の奢侈容認論

—ムロン, ヴォルテール, モンテスキュー—

(4) 統治システム論

立法者の役割を強調し、立法の3つの目的をいかに実現しうるかを問題軸として展開された以上のようなムロンの議論は、どのような統治論を導くであろうか。最後に自由か規制(保護)かという論点をめぐって展開される彼の統治論の概要を明らかにしよう。彼はいう、「自由と保護のうちどちらをとるかという点では、保護を除く方が自由を除く場合ほど有害ではないであろう。というのは自由によって商業の力だけで保護の代わりになりうるからである」(p. 27)。彼はおもに自助努力と競争のメリットを挙げて自由の機能を称揚し、個人に与えられる独占的特権を批判している。「交易の独占的特権は、競争は貿易商人に不利であるという理由で決

して与えられるべきではない」(p. 148), なぜなら少数の貿易商人がそれぞれ大きな利益を得る場合よりも, 多数の貿易商人が競争しあい, したがってそれぞれ小さな利益しか得られない場合の方が国家に有益だからである。インド交易に関しても, インド会社の資金難からその交易が個人に開放されたことで交易量は著しく増大したと彼はいう (pp. 74-75)。国内商業においても, 穀物などの物資の自由流通を保証するために内国関税や通行税は撤廃すべきであるし (pp. 164-165), この流通を容易にするために道路, 河川, 運河の開発などの公共事業は一般に有益である (pp. 324-325)。さらに彼は就労の条件にも言及し, 親方徒弟制度そのものは有効であっても, 馬鹿げた職業の区分や親方の数が多すぎることは問題であるとして, 就労の自由への一定の傾きを示している (pp. 101-102)。これらの論点はいずれもグルネやフォルボネによって引き継がれ, 「自由と競争」の原理へと敷衍されていくであろう。

しかしながら, ムロンにとってはこのような自由は決して無制限のものではありえない。小麦の確保, 就労人口の増加, 奢侈, 必要な貨幣の確保などの, 要するに「商業」の進展にかかわる諸要素, あるいはこれによる「一般的利益」は自由の機能を通じておのずから形成されるわけではなく, 立法者の賢明な国内統治の結果であったように, 人々の経済活動は「一般的利益」の観点から規制されねばならない。また輸出入の全般的自由が各国で認められれば, 密貿易は一掃され, 一国は一方で損をしても他方から利得するから「少なくとも一般的有利」が得られるが, しかしそのためには目先の僅かな利益にとらわれずに一般的見地に立ってヨーロッパ全体が協力する必要がある (pp. 130-131), しかしこのような「協力」は現実的ではない以上, 対外的な競争関係を有利に導くためにも国家の介入が必要であるとされる。これらの理由によって, ムロンは「ある政府において自由とは, 各人が適当だと判断したことを行う許可を各人に与えることにあるのではなくて, それはただ一般的厚生に反しないことを行う許可を各人に与えることにあるにすぎない」(p. 151), あるいは「人間社会一般にお

いて、規制が各成員によって十分に了解された効用を目的とするとき、決して横暴ではない」(p. 165)と明言する。こうして、ムロンは自由貿易による共存共栄の可能性への一定の理解を示しながら、その論理を突き詰めることなく、現実の視点に立って原料輸出の禁止や外国産製造品の輸入制限などの貿易統制を主張するのである。このほかにも、植民地の開拓時や競争がかえって植民地を損ない国家に有害な場合には交易の独占の特権が与えられるべきであるとし(p. 59)、外国の船舶が自国産以外の商品をイギリスに持ち込むことを禁じるなどを定めたイギリスの海運法を、イギリスの海運と交易の隆盛をもたらした要因であると高く評価している(p. 153)。ただし、ここでいう貿易統制はおもに雇用の確保による就労人口の増加の観点から主張されており、貿易バランスに関しては、これを有利に導く手段として強調されているのはもっぱら低金利であり、バランスの有利による経済的効果についても金利の引き下げ効果が挙げられているにすぎない。高金利の是正はむしろ信用の流通に期待されていたことと併せて考えると、ムロンの貿易統制論が、外貨獲得のために貿易バランスの有利を至上命題としたコルベールのそれとは異質なものであったことは明らかである。また独占的特権も植民地の開拓時などの例外的状況に限定されており、一般に人々の「競争心」を阻害するような制度は有害であると考えられている(p. 158)。ムロンはまたこのような「自由と規制」の両面政策の準拠すべき基準を、その政策が商人や生産者ではなく消費者に有利であるかどうかに求めて、一種の消費者主権論を展開している(p. 152)。

ムロンのいう立法者の依るべき「統治の一般的システム」とは、具体的には以上のような「自由と規制」の両面政策をおもな内容とするものであった。この一般的システムは、彼によれば、外交のシステム、商業のシステム、財政のシステムなどに下位区分され、それらはさらに細分されて、全体として複合的な統治システムを構成する。ムロンは外交、商業、財政などの諸システムからなる「系統的秩序」を備えた政策体系の樹立によって、「最大多数の幸福」を目指そうとするのである⁽¹⁾。彼は統治シス

テムの研究は、歴史的事実を含めて観察しうる事実に基づいて「一步ずつ進めるべきであり、大きく飛躍してはならない」とし (p. 371)⁽²⁾、事実の観察の上で、ペティの用いた「政治算術」の方法の有効性を高く評価する(「最もよく計算を行いうる者が最もよい立法者となる」p. 321)。またこのシステムの適用に当たっては、それに伴う危険を恐れるあまり旧弊を放置する小心さや、十分な準備もなく適用を急ぐ性急さはともに不都合であり、これらの両極端の中庸を選ばねばならないとしたが (p. 371)、このような現実の視点に立つムロンのシステム論は、まさしくコルベール以後の「商業」の新たな段階に対応しうる新たな政策科学の必要性と可能性を表したものとみることができよう。しばらくのちにフォルボネは同じく「計算の精神」に立脚して、グルネとともに、先進イギリスを強く意識しつつ、フランスの生産力の拡大のために産業の発展の観点から現実的な「自由と保護」の両面政策を展開した。ムロンにはそのような対抗意識は希薄であり、それゆえ消費者保護論などにみられるように、その視点もまたおのずから異なっていたとはいえ、ムロンの「自由と規制」論は内容的にはかれらの議論の先駆けをなすものであった。こうして、それはこれまでみてきたインダストリー論、奢侈論、貨幣・信用論の新たな諸論点とも相俟って、ボワギルベールの農本主義的な自然的秩序論と一面では交錯しつつも、それとは異質な諸要素を持ち込むことで、フランス経済学における現実接近の仕方に新たな方向性を与えるものであったのである。

(注) (1) 津田はムロンのこのような多重システム論は、彼自身がラ・フォルス公に招かれて財政顧問会議に参加した経験を持つ摂政期のポリシノディ(多元的な顧問会議制)を念頭においたものであるとしている(津田[1993], 7ページ)。

(2) ブジナックはこのような社会的、歴史的事実の観察を重視する方法に、ムロンの年長の友人であったモンテスキューの影響を指摘している(Bouzinac [1920], p. 169)。両者はモンテスキューがムロンの創設したボルドーのアカデミーに入会して以来(1716年)、深い親交関係にあったとい

われるが、ブジナックはムロンはモンテスキューにも大きな影響を与えたとして、『法の精神』の「商業に関する章はムロンのその引き写しである」(p. 172)としている。確かにかれらは「商業の精神」を称揚し商業と奢侈の効用に目を向けるなど、時代認識を共有していたが、モンテスキューはムロンの債務者保護論や増価肯定論を批判し、さらには「ローのシステム」を論難するなど個々の論点では違いも大きい(モンテスキューの「ローのシステム」の評価については、浅田彰[1984]を参照)。なによりムロンがインフレーションニストとしての側面において、ラント取得者や軍人などの俸給生活者の不利益を容認し、したがって身分制秩序の流動化をも結果的に容認したのに対して、第3節で述べるように、貴族中間権力の復権による政治的安定と政治的自由を重視するモンテスキューにとっては、そのような商業や信用の拡張による社会的ヒエラルキーの流動化は容認しうるものではなかった。

2. 貨幣論争—ムロン、デュト、パリ・デュヴェルネ—

「貨幣論争」は、ヴォルテール(Voltaire [1879])が小編を著して応じる(1738年)などのことはあったが、基本的に、ムロン—デュト—パリ・デュヴェルネの3者で争われたとあってよい。ただデュトはパリ・デュヴェルネへの反論を企図して『財政と商業に関する政治的考察』の第3巻を草稿で残したから、われわれはムロン—デュト(第1, 2巻)—パリ・デュヴェルネ—デュト(第3巻)の関係を順にたどり、争点となった公信用論などのいくつかの論点に絞ってこの論争の概略を示し、3者の見解の異同を明らかにすることで、この論争の歴史的意義の一端を明らかにしよう⁽¹⁾。

まずデュトはムロンの増価肯定論をおよそ次のように批判し、流通の安定のために貨幣価値の絶対的安定を強調する。貨幣は交換の担保であり価値尺度であるから、他の尺度の場合と同様にそれに手を触れてはならず、増価であれ減価であれ、貨幣価値を恣意的に変更すれば必ずや国王と人民に大きな負担を与える、このことは歴史の示すところである(Dutot [1935],

I, pp. 4-6)。ムロンが債務者優位論を増価肯定論の論拠の1つにしたことに対しては、デュートは債権者よりも債務者の方が有利に扱われなければならない理由などないし、そもそも増価は債務者の有利にはならないとする。貨幣が増価されれば債権者は契約時の貨幣価値で返済するように債務者に要求するから、債務者を救済することにならないし、もし増価によって債務者が有利を得ることが予想されるならば、債権者は不利な条件を埋め合わせるために高利を求めらるであろう（「実際、債務者が有利に扱われるとき、だれかに自分の信用を貸し与えようとする者などいるだろうか」I, p. 8）。増価は債務者に有利であるどころか、新貨幣と旧貨幣との同時流通（不釣り合い）や高利によって貨幣と信用の流通に混乱を招くにすぎない。増価による貨幣供給量の増加と物価との関係については、デュートは増価と同じ比率で物価が上昇するケース、増価の比率ほどは物価が上昇しないケース、物価がまったく上昇しないケースの3つのケースを検討しているが、その結論はこうである。1. 最終的には必ずや物価は増価と同じ比率で上昇する、そうでないとしたら（あとの2つのケースでそれぞれ程度の差はあれ）、外国為替相場は貨幣の実質価値（重量と純度）に対応するから、交易条件の不利を招いて国王と国民に莫大な損失を与えることになる（同じ財貨の輸出に関して増価の前よりも少ない金銀が流入し、同じ量の財貨が持ち去られる）、2. 最終的に同じ比率で物価が騰貴するならば増価は無効であり、しかも債権者や買い手に一方的なダメージを与えるにすぎない。それゆえ「増価は無用でかつ効果がない」から、危急の際には増価ではなく一時的な増税の方がまだ望ましいとしている（I, pp. 43-56）。このように、デュートは増価による貨幣供給量の増加と物価騰貴との比例関係に着目して増価の無効性を主張するとともに、比例的に騰貴しない場合には交易上の不利を招くにすぎないとするばかりで、ムロンの議論に含意されていた貨幣量の増加（＝需要の増加）による生産刺激効果にはまったく目を向けていない。

またデュートは、商品、土地、家屋、動産などを「現実の富」、金、銀、

銅、皮、手形、貝殻などを現実の富を評価する表徴として一括して「信用あるいは世評の富」と呼んで、価値尺度機能に関して鑄貨と紙券信用とをまったく同列に置いている（「ルイ金貨やエキュなどは君主の肖像がその署名であるところの手形である」I, p. 73）。しかしながら他方では、鑄貨はその素材性のゆえに他の商品と同様に真実価値を有し、それゆえ紙券信用の持たない担保機能を発揮しようとし、「あまり開明的でない人民は権力から身を守るためにこのような担保を必要とする」（I, p. 74）と述べているし、さらに彼は紙券信用の信用の基盤を鑄貨との兌換性に求めていることから、彼が実際には紙券信用と鑄貨の本質を明確に区別していたことは明らかである。いずれにせよ、金銀の素材を持たない君主は貨幣需要の増大に対して、兌換紙幣（銀行券）の発行による信用の増大によって応じ、国家と商業の必要を満たすことができるが、この兌換の原則については、信用に慣れていない国では「まず人々の好きなときにいつでも貨幣と兌換できるように、国家に存在する貨幣総額を超えない信用によって貨幣と流通を2倍にすることで甘んじることが必要である」（I, p. 74）と、鑄貨の存在量と信用の発行額との1対1対応を求めている。デュトは一方で増価によって鑄貨の量が必要以上に増加して鑄貨価値が低下した場合や、兌換紙幣が必要以上に過剰発行された場合には、紙幣の実質価値は額面価値を下回り不信用が生じるが、しかし兌換の自由が保証されているかぎり、過剰紙幣は鑄貨や商品に換えられ、残った紙幣が信用を維持しようとして、このような「自由」とそれを導く「十分な慎重さ」があればそのような不信用は生じないことを示唆している（I, pp. 74-76）。デュトの言い方は必ずしも明快ではないが、兌換の自由が保証されていれば、銀行券の過剰が生じてその価値が額面価値を下回るときには過剰分は鑄貨と兌換されるから、おのずから銀行券の流通量は鑄貨の総量を超えないという論理をそこに読み込むことは不可能ではない。しかし、彼はそのような論理を突き進めることなく、「十分な慎重さ」の証しとして、「人々が信用に慣れていない国」では差し当たって通貨当局は銀行券の発行を鑄貨総量

と同じ額に限定しなければならないとし、これが維持されるかぎり鑄貨と兌換紙幣とは等価関係を維持し、それゆえこの場合には両者は通貨の機能に関して無差別であるとするのである⁽²⁾。

それではデュトは「ローのシステム」をどのように評価しただろうか。彼は「自由で節度のある信用ほど国家に有効なものは何もない。ロー氏の見論はフランスにおいてそれを確立することであった」(I, p. 76)と評価しつつ、詳細にその経過をたどっている。ローの正当な見論を打ち砕いたのは、ムロンがいうのと同じく貪欲で悪意に満ちた人々の勢力に国王が屈したからである。1720年3月5日の法令がそのことを示していると彼はいう。揺らぎ始めたブームを維持し、インド会社の株価を高値(9,000 リーブル)に固定するために、この法令に基づいて銀行券の増発による株の買い入れ(買いオペレーション)が行われたため、銀行券の過剰発行を招いて不信用に拍車がかかった。問題は銀行券と株のどちらを選択するかということであったが、「多数のために少数を犠牲にするという原則」に反して、「紙幣を犠牲にして株価を維持する道」が選ばれたのである。このような選択にはいくつか正当な理由もあったにせよ、少数の有力な株主への配慮から行われたものであるとされる(「過度の銀行券の増発を許し、銀行券の不信用と損失を引き起こしたのは株のこうした買い入れである」I, p. 79)。デュトは、株価を犠牲にしてでも銀行券の増加を抑制しようとした2月22日のインド会社の役員会決議をあくまで遵守するとともに、融資に対する返済や、払い込みが未完了の応募株式の未払い分の支払いを銀行券で行わせることでこれを回収していれば、「(失われる寸前であった)銀行券の信用は維持されたであろう」と惜しんでいる(I, p. 78)。この法令を転機として銀行券の発行は歯止めを失い、鑄貨、株、銀行券の相互の価値のアンバランスはより著しくなり、これを一挙に解消するため5月21日の法令によって銀行券の価値と株価の強制的引き下げが計られたが、デュトはムロンと同様に、バランスを回復しようとしてパニックを引き起こしたこの法令それ自体は正当なものであったとし、むしろこの法

令が撤回された5月27日こそがシステム崩壊の日であり、システムの敵たちの勝利の日であったとする。このシステムは「巧妙な建築家によって建造されたきわめて見事な建造物」であったが、それはそれまで財政を担っていた強力な金融業者の団体や訴訟沙汰によって利益を得ていた法服貴族たちには不利益なスキームであったから、かれらはこの建造物に過重な負担をかけて転倒させようと、結託して「陰謀」をめぐらし、ついに首尾よくシステムの崩壊を導いたというのである（I, p. 107）。デュトにとっては、崩壊後の1721年にパリ兄弟が主導した査証（visa）やデフレ政策によるシステムの清算事業は、「国家の必要からその増大が求められていた危機の時期にそれだけ流通を減退させる」ことで危機を深めたにすぎなかった（I, p. 110）。

このようなデュトの議論を、パリ・デュヴェルネは次のように批判する。「貨幣には決して手を触れるべきではない」という一般原則（マキシム）を掲げてムロンの増価肯定論を批判したデュトの議論に対しては、ムロンに同調して、一時的増税によっては応じ得ないほどに危急のケースに対応するための例外的な増価は容認されうるし、歴代の国王たちもこのような一般原則を承知した上でやむをえず増価に踏み切ったのであるとし、さらにデュト自身も増価と減価を繰り返した「ローのシステム」を擁護することで、このような危急の際の例外的な増価を容認しているのではないかと、デュトの矛盾を鋭く衝いている（「著者はどのようにしてロー氏のシステムを正当化する一方で、貨幣の増価を厳しく非難することができたのかを彼に尋ねざるをえない」Paris-Duverney [1740], I, pp. 24-25）。それゆえムロンとデュトは結局、同じことを述べており、そのことをムロンは十分に見抜いていたがゆえに敢えてデュトに反論せずに、自分あての書簡を公表するように勧めたのだとパリ・デュヴェルネは推測している。ムロンの債務者優位論へのデュトの批判に対しては、債務者の保護こそは政治とヒューマニティの求めるところであり、ムロンがシステムを正当化するために巧みに利用したように、それはシステムに輝きを与えた最も魅

力的な手段であったとした上で、だからといってそれによって債権者が破滅すれば「商業の魂である信用」が失われてしまうから（「貸したものを全部あるいは一部失う危険のあるときに、貸し付けを行うほど無思慮な人はいない」）、ムロンのように、またシステムの当時のようにそのマキスムを無制限に適用して濫用するのではなく、適用に当たってはいわば中庸を求めて、「債権者に著しい不利益を与えずに債務者を有利にすること」が肝要であると説いている（I, pp. 29-38）。

またパリ・デュヴェルネはデュトが鑄貨と紙券とを同列に置いて、どちらも無差別に「現実の富」を表徴する「信用」であるとしたことを厳しく批判する（デュトは他方では両者の機能を明確に区別していたのだが）。鑄貨はみずから金属としての素材性（重量と純分）に裏付けられた実質価値を持つ一商品であり、それゆえ他の商品の表徴としてそれらの実質価値を表しうることに対して、銀行券などの紙券は賃金や商品の価格として同意された鑄貨の量を表示するにすぎず、貸借関係を鑄貨の量によって印すこの紙券のみがいわゆる信用をなすとする。そして鑄貨の価値それ自体は君主が刻印によって自由に定めることができるにせよ、その素材の価値はあらゆる文明国の間の一般的協約によって与えられ、貿易の決済はこの各国共通の素材価値に基づいて行われるから、他の諸国民から隔絶しているのではない限り、立法者は鑄貨を紙券で置き換えることなどできるはずがないとするのである。この意味で、1720年3月11日の法令によって正貨の使用を禁止し、銀行券に不換紙幣としての性格を与えようとしたローの施策は、「あらゆる誤りのなかでも最悪の誤り」（I, p. 190）を犯すものであった。さらに彼は銀行信用の発行額を鑄貨の存在量に限定して両者の1対1対応を求めたデュトの議論を次のように批判する。1. 銀行信用に制限を設けようとすることは、公信用を無制限に拡大したロー氏への批判を含意している。2. それにしてもこのような兌換原則に基づく銀行信用それ自体が法外なものであり、到底容認しえないし、そもそも一国における鑄貨の存在量が銀行信用の保証となりうるどのような根拠も存在しない、

信用の根拠は一定の支払い指定 (assignat) にあり、このファンドは君主の収入にあるが、君主の収入分は国内の鑄貨の存在量の一部にすぎない。

3. 鑄貨の存在量と同じだけの公信用を確立すれば、通貨量は2倍となり、したがって物価を2倍に高めることになるが、これにより臣民の固定収入は半減する、このようなオペレーションは「慎慮や正義のルールに釣り合わない」(I, pp. 193-196)。

以上のように、デュトのいう兌換原則は公信用の法外な拡大を許容するばかりか、そもそも根拠を持たない。「出納係は提示された銀行券に支払うことができるように、容易に兌換できるほどに確実に流動的な銀行券に相当する価値を貨幣で持っていなければならない、そうでなければ公信用に安全も信頼も生じないであろう」(I, p. 199)。彼は銀行信用は一定の状況においては王国にとって有利でありうるし、「ロー氏の時代にはそれは財政と国家のために負担の大きな軽減をもたらした」(I, p. 200) ことは確かだとした上で(パリ・デュヴェルネはアンチ・システムの側に立ちながらも、このシステムを全否定したわけではない)、しかし銀行信用の濫用を防ぐために、それは現実に兌換可能な水準に厳しく制限されねばならないとし、この水準を君主の「1年分の収入」に求めるのである。王立銀行券を念頭に置いたものとはいえ、兌換の保証を君主の収入に求めるこのような議論は銀行信用の理論としてはいまだ不十分なものであることは明らかである。しかし紙券信用は貸借関係を鑄貨の量によって印すにすぎないという(銀行券を鑄貨の代位証券とみる)認識に基づいて、銀行家(君主)の濫用を恐れて銀行信用を厳しく制限しようとすることは、のちのイギリスの通貨学派の主張にも通じる1つの立場を表明したものといえよう。

以上のようなパリ・デュヴェルネの批判に対して、デュトは未刊の草稿『政治的考察』第3巻において、ローのシステムおよびその前後の金融・財政状況に関するパリ・デュヴェルネの経過的分析や彼の行った査証(visa)に子細な反論を試みているが、その反論の前提に置かれている

デュトの公信用の理論は、このような批判への反論を通じて大きく飛躍する。デュトは「信用はインダストリーと商業の父」であり、今日では鑄貨に最も富んだ国ではなく信用を最もよく利用している国こそが最も有力であることを改めて確認した上で、商業手形、銀行券、株券などの私的、公的な紙券信用をすべて同列に置いて（株券は換金を求めない所持者がいる分だけ流通性が劣るという違いがあるにすぎない）、流通性の点で鑄貨よりもはるかに優れたこれらの信用の再建を強く求めている（Dutot [1936], II, pp. 86-106）。パリ・デュヴェルネは鑄貨の金属としての素材性に着目して鑄貨＝商品とする立場から、鑄貨と紙券とを同列視するデュトの議論を批判したが、デュトは、パリ・デュヴェルネがいうように鑄貨は商品の価値を表し紙券は鑄貨の価値を表すならば、結果的に両者は（価値尺度に関して）同じ機能を発揮するから「どちらを用いようとも無差別」であり、そもそも鑄貨の素材価値と通貨価値とを区別すること自体がナンセンスであるとする（II, p. 109）。彼は他方では以前と同じく公信用（銀行信用）の基盤を鑄貨との兌換性に求めたから、ここでも両者はまったく同列に置かれていたわけではないが（不換紙幣の可能性が論じられるわけではない）、この第3巻で示された兌換の原則は、鑄貨との兌換性の一線は堅持しつつも信用に独自の飛翔を許すものであり、ある意味でそこに以上のような彼の貨幣・信用認識の投影をみることができる。

パリ・デュヴェルネは鑄貨の存在量と信用の発行高の1対1対応を求めたデュトを批判して、信用の発行高を「君主の1年分の収入」という一定のファンド相当分に限定しようとしたが、これに対してデュトは、「信用は（土地担保や正貨準備といった）一定のファンドに基づく支払い指定（assignat）以上にはるかにわれわれの世評に依存している」（II, p. 123）から、支払い能力を世評が認めるかぎり、私的信用の場合と同様に公信用に関してもファンド以上の信用を形成することができる」と反論する。例えば、1,000万のファンドで2,000万の信用を形成することができる、なぜなら銀行券の半分もが一度に兌換請求されることはありえないし、手形の

割引や預金を通じて新たなファンドの流入も期待できるからである。それゆえ 2,000 万のファンドがあるときには 4,000 万あるいは 8,000 万もの信用を、さらに 1 億のファンドがあれば 7, 8 億もの信用を創造することができる。「それはいわば無限の信用である、……兌換請求は絶対的ではなく、ファンドの増加の相互的な比率以上の比率で相対的に次第に減少していくからである。これがあらゆる商業国における信用と信頼の本質である」(Ⅱ, p. 128)。ファンドは予測される兌換請求に応じることができればそれで十分であるが、ファンドが増大して「信頼」が増すほどこの兌換請求は少なくなるから、「ファンドがいわば算術的比率で増加するに応じて、信用ははるかに大きな割合で、つまり幾何学的比率で拡大し増加する」(Ⅱ, p. 127)、したがって公信用が国王の収入総額に制限されねばならない根拠はどこにもない、公信用は商業の必要によってしか制約されえないし、この必要を予測することなどできない、と彼はいうのである(Ⅱ, p. 133)。デュトは以前に兌換の自由と当局の慎重さがあれば銀行券の過剰発行による不信用は生じえないことを示唆し、この第 3 巻では君主の保護によって「信頼」が醸成されれば必要に応じて「無限の信用」が可能であると述べているにすぎず⁽³⁾、銀行券の銀行への環流のメカニズム自体を明確に示したわけではないから、必要を超える銀行券の過剰発行の危険性についてどのような見通しを持っていたのか不明である。それゆえ、「環流の法則」に依拠して過剰発行の可能性を否定したのちの銀行学派と同じ主張をここにみることにはやや無理があるにしても、この第 3 巻において、形成期の混沌の中でいわゆる「信用創造」の可能性にいち早く理論的な光明が投げられたということができよう。

デュトはまた「必要」に応じるために信用の創造を主張したにとどまらず、これによる通貨量の増加はただちに消費の増大をもたらし、金利を引き下げることで、潜在的生産力を刺激してインダストリーと商業の発展をもたらすとするなど、ここではその経済効果にも一定の理解を示している(Ⅱ, p. 116)。しかしこの点ではムロンを超えるものは何も示されてはい

ない。ただ、信用創造による金利引き下げ効果に着目して、デュトが、信用の一定の意義を承認しつつもその運用に慎重な姿勢をみせるパリ・デュヴェルネの議論を、高利を維持することによって一般的利益よりも金融業者などの個別的利益を尊重するものだと批判している点は注目に値する(Ⅱ, p. 112)。デュトはムロンの債務者優位論やインフレ効果を求める姿勢を批判し、債権者などの固定収入を保護する必要を説くなど、むしろ社会的安定を求め、ムロンのように敢えてラントなどの固定収入の取得者の不利益を容認し、それゆえ富の再分配による社会的ヒエラルキーの流動化をも結果的に容認するようなことはなかった。しかしそれでもムロンと同じ時代認識に基づいて、新たな商業社会に対応しうる信用秩序の樹立によって旧弊(金融独占)を打破しようとしたのである。このような姿勢は、守旧的なパリ・デュヴェルネの社会観との比較において歴然としている。例えばデュトが商業を貴族にふさわしくない職業だというのは商業の発展を妨げる「不幸な偏見」(Ⅰ, p. 245)であるとしたのに対して、パリ・デュヴェルネは「王国は商人たちの国家となるべく設けられているわけではない、それは軍職に基礎を置いており、統治術の第1の原理は国家の基礎を決して動揺させないこと」(Paris-Duverney [1740], Ⅱ, p. 440)であり、貴族が商業に従事することは国家の調和を断ち切るものだとして、これに強く反対している。かれらの信用理論の違いの背景の1つに、このような社会観の違いをみることは容易であろう。

「貨幣論争」を通じて、素朴な表現にとどまったムロンの未成熟な信用理論はデュトとパリ・デュヴェルネによって異なる2つの方向に敷衍され、形成期の混沌の中からその後の信用理論の展開の方向性が示されたといえようが、このうち信用の手段によって「常に恣意的に」通貨量を増減することができるとしたムロンの議論は、デュトによって理論的に深められたとみることができよう。このことはムロンの増価肯定論や債務者優位論に対するデュトの批判にもかかわらず、「ローのシステム」への同じ評価と相俟って、かれらの立つ地平の同一性を示すものである。これに対

し、パリ・デュヴェルネは増価肯定論や債務者優位論に関してムロンを擁護しようとしたが、しかし彼の貨幣・信用論、「ローのシステム」の評価、そしてなによりその依って立つ社会観はムロンやデュトとは異なるものであった。この時代にあっては、信用秩序の問題は新たな商業社会の現実をいかに捉えるかという一般的課題と決して無縁ではなく、信用秩序の経済的機能を論じることは同時にその社会的機能についての評価を伴ったから、求められる信用秩序や「ローのシステム」への評価に個々の社会観が投影されざるをえない。この点でムロン—デュトとパリ・デュヴェルネとでは、この信用秩序が組み込まれるべき商業社会についての見方が基本的に異なっているのである。ただムロンとデュトの違いも無視できない。デュトはムロン以上に伝統的な重商主義の立場に固執し、奢侈の効用にも否定的であったし、時代精神をムロンと共有するとはいっても概してより保守的であった。また貨幣・信用の機能にかかわっていえば、デュトは機械的数量説に終始したわけではなかったにしても、貨幣の積極的機能の提示においてムロンを超えるものを何一つ残さなかった。この点では、むしろインダストリーや奢侈・消費などをめぐる経済諸問題の体系的認識に基づいて、通貨払底の国民経済的な影響を論じ、インフレ効果を含めて通貨量の増加（＝需要の増加）による生産的効果に着目したムロンの方が、より豊かな理論的可能性を表していたのである。

(注) (1) デュトはローの時代のインド会社の会計担当の1人であったことが知られているが、他の経歴は不詳である (Faure [1977] p. 704 や Harsin [1935] p. XLVI はデュトの死を 1742 年頃とし、死が第 3 巻の出版を妨げたと推定している、この第 3 巻は P・アルサン の編纂した Dutot [1935] の第 2 巻に収められており、本稿でもこのテキストを用いている)。パリ・デュヴェルネは金融業者のパリ 4 兄弟の 1 人であり、最初はローと協調的であったが、やがて離反し、システム崩壊後は査証 (visa) のオペレーションやデフレ政策を通じてシステムの清算事業 (1721-1726 年) を主導した。貨幣論争の研究は古くは Dionnet [1901], Soudois [1924], Harsin

[1928], Harsin [1935], 最近では Guggenheim [1978], Meyssonier [1989], 大田 [1990], Murphy [1998] など少なくないが、この論争のいくつかの争点に沿って3者間の見解の異同を明らかにしようとしたものは意外に少ない(包括的な Harsin [1935] も肝心のかれらの公信用論の異同には十分な関心を寄せていない)。簡略とはいえ、本節のいささかの意義はこの点にある。

(2) 銀行券の信用の基盤を一国における鑄貨の存在量に求めるこのような見方は、正貨準備の理論に立脚すべき銀行信用の理論からはいまだ大きな距離がある。J. スチュアートはみずからの土地担保発券銀行の構想を前提にして、土地担保や正貨準備などの意義についての認識を欠いたこのような議論(ムロン=デュト論争)の不毛性を厳しく批判している(小林 [1988] を参照)。しかしバリ・デュヴェルネーデュト(第3巻)の関係まで含めて考えれば、土地担保の意義を考慮しなかった点を除いて—ただしこれは(ローヤ)スチュアートに固有の視点にすぎない—この論争へのスチュアートの批判は必ずしも当たっていない。

(3) デュトは、君主や行政官はみずからの個人的利益のために国益に反する行動を行う可能性があるから、公信用は君主国には適さないと一般に言われることに対して、しかし「君主国だけが、意志決定があまりに緩慢で利害があまりに分岐した共和国でよりも、もっと見事に信用をその完成に導くことができる」(II, p. 98)と反論し、「平穩な」君主国では自己利益はおのずから君主を公信用の維持へと導くはずであると述べている。

3. フランスにおける初期の奢侈容認論—ムロン, ヴォルテール, モンテスキュー—

マンデヴィルの『蜂の寓話』(1714年)が巻き起こしたセンセーションは、ほどなくしてフランスに飛び火し、ムロンやヴォルテールを通じて「奢侈論争」を惹起した。マンデヴィルは利己的情念に宗教的、道徳的な自己抑制を強いるのは人間的自然に反するとして、これに導かれる奢侈的欲求・消費を容認するばかりか、むしろそれこそが文明化の原動力である

と考へた。こうして彼は奢侈的欲求を宗教・道徳の世界のくびきから解き放ちうる注目すべき飛躍を与へたが、ただしこのような認識は必ずしも彼の独創になるものではない。彼の有力な想源の1つは利己的情念の効用に着目したフランスの知的潮流であり、彼の立つ地平は17世紀後半のジャンセニストやモラリストやリベルタンたちがおもに準備したものであったし、この同じ知的潮流のなかからこれを超へ出る思想的飛躍が既にボワフルベールによって成し遂げられていた。マンデヴィルやムロンが行ったことは、この流れに棹さしつつ、奢侈という係争点を通じて改めて「商業社会」の新たな現実に向き合うことであったといへよう。

奢侈はもともと宗教的、社会的身分のヒエラルキーに基づく権威を誇示する手段などとして、宗教的、審美的、顕示的な様々な動機に根ざしており、時代と社会に応じて固有の意義を担っていたが、しかし奢侈がそのような限定された社会的機能を逸脱して広く人々の生活様式に浸透することは、道徳的退廃をもたらす社会秩序を攪乱する原因となりうるとみなされたから、しばしば政治的、道徳的な抑制の対象とされた。しかしながら、「商業」の発展とともにそのようなヒエラルキーは揺らぎはじめ、かつて封建領主や高位聖職者などの豪奢はいわばかれらのカリスマ性の象徴として人々の尊敬の対象でさえあったが、いまや商業活動などで富を得た新たな富者の顕示的な消費は、人々の嫉妬と羨望の対象にすぎない。しかも他方では「商業」の発展は、一般的な消費水準を高め奢侈を普及させるための物質的条件を与へたから、相対的レベルで誰でもがそれを目指すことができる。顕示的消費によってみずからの虚栄心や自負心を満たしうる可能性は、功利的欲求の充足による世俗的幸福を求める多くの人々に開かれたのである。こうして、「商業社会」の到来によって生じた新たな時代状況の下で、この状況をいかに評価するかという問題と相俟って、奢侈の是非が改めて問われねばならない。この時代の「奢侈論争」が象徴的に提起した問題は、このような世俗的な社会生活にかかわる価値規範の転換をいかに認識し評価するかという近代の知の営み全般にかかわるきわめて本質的

な問題であったから、これ以降、この論争は文学や哲学などの諸分野全般に深くその痕跡を刻むことになる。しかしそれはとりわけ経済学の形成の問題性にもろにかかわっていた。なぜなら、奢侈容認論において示された消費欲求の宗教・道徳世界からの解放こそは、功利的な動機に導かれた唯物的な自由（経済的自由）の観念の形成と相俟って富裕の科学として経済学が形成されていくための前提条件の1つであり、しかもこの消費欲求は消費需要に転じて富の形成要因となりうるから、それ自体がこの新興科学の重要な一構成要素ともなったからである。そして何より奢侈的欲求を宗教的・道徳的なくびきから解き放ったものは、奢侈の経済的機能への着目であった。奢侈容認論は、経済学的認識に支えられて価値規範の世俗化の流れに理論的裏付けを与え、これを時代の本流に変えうるインパクトをさえ持っていたのである⁽¹⁾。

奢侈は一面では利害計算を唯一の行動基準とする合理的経済人の枠に収まりきらない人間行動のある種の非合理性の表出でもあったが、顕示的欲求を満たすために収入を超える出費をも辞さない奢侈への衝動をも含めて、あらゆる人々に通有の奢侈的欲求・消費の経済的意義を析出することで、これを容認しようとしたのがマンデヴィルであった⁽²⁾。彼は文明社会を人間の無限の欲求に応じるために際限なく拡大していく「欲求の体系」と捉え（「市民社会がまったくわれわれの欲求の多様性の上に築かれているように、その上部構造全体は、人間がお互いに与え合う相互的な用役から成り立っている」II, p. 349/369）、自負、羨望、強欲、野心などの文明とともに生じた悪徳こそが、この体系を導く原動力であると考えた。みずからを他者から差別化しようとする自負心や虚栄心が必要以上のものを人に求めさせ、このような欲求の拡大と多様化に牽引されて分業と交換の相互依存のシステムが進展していくとするのである。彼にとっては、これらの悪徳に牽引されるこのような文明化の過程は人間本性の墮落の深まりを示すものであり、この意味で文明の果実を享受しながら悪徳を非難し純粹無垢を求めることは自家撞着にすぎない。『蜂の寓話』を貫くアイロ

ニックな主調はこのような認識に由来するものである。

マンデヴィルによれば、必要以上のものへの欲求はすべて奢侈であるが、しかし奢侈ないし必要の観念は時代と社会階層に応じて常に相対的である。消費水準の向上とともに過剰であったものが必要に変わり、各階層は階段を1段ずつ上るように消費水準を高めていくが、一方では社会階層に応じて必要の水準の序列は厳然と存在し続けるから、相対的ながら新たな必要の水準に対して新たな過剰が常に生じうる。こうして、実現された消費水準はやがて陳腐化し、新たな過剰あるいはより高水準の奢侈的欲求の充足が求められる。人々を勤労へと駆り立てるインセンティブはこの意欲であり（Ⅰ, p. 244/223）、また他方でこの消費欲求は消費需要に転じて分業による生産システムの多様化と高度化を導いていくから（Ⅰ, p. 356/328）、彼にとっては文明化の動因は、まさしく奢侈的欲求・消費のこのような主体的かつ客体的な二重の機能にあった。こうして、この相互依存のシステムは消費支出に用いられる貨幣の循環的流通（消費循環）によって維持されるから、人々が奢侈的消費を控えて儉約に努めれば、循環はたちまち収縮し、このシステムは立ち行かなくなる。欲求に応じるために生まれた「あらゆる職業や雇用」は過少消費によって打撃を被るであろう。このように、マンデヴィルは奢侈の経済的効用に着目して、悪徳とはいえ、様々な動機に基づく人間の奢侈的衝動こそは社会的繁栄の原因であり文明化の原動力であると考えたのである。ただし彼は一方では「境遇の改善への欲求」は例外なく人間に最も顕著な特徴であるとしながら（Ⅱ, p. 181/192-3）、しかし他方では「絶対に破ってはならない原則」と彼のいう強固な固定観念によって、文明社会を構成する人々を「国家の豊饒や奢侈」を享受する富者（消費者）とそれらを生み出す貧者（生産者）とに分裂させてしまう。その固定観念とは、労働者は容易に怠惰と快楽に傾き「直接の必要」に迫られたときにしか仕事をしないから、かれらの境遇の改善はむしろ有害であるとする伝統的な労働者観である。彼の文明社会観の前にはこのような固定観念が隘路として横たわり、そのビジョンが「欲

求の体系」として自己貫徹を遂げることを妨げていたのである。

以上のマンデヴィルの奢侈論に対して、既に述べたように、ムロンは公共的利益を優先する功利主義の観点から、宗教・道徳の世界と政治の世界とを巧みに分離し、奢侈の道徳的当否の問題を埒外に置くとともに、奢侈を事実上「洗練」と同一視して奢侈的衝動に含まれる顕示性などの非合理的要素を薄め、「私悪が公益を導く」とするマンデヴィルの一種の露悪的な逆説的議論を緩和することで、道徳的な批判から逃れようとした。そのことは、労働者の怠惰による自発的失業の可能性を論拠とするマンデヴィルの低賃金論に与しなかったこととあわせて、ムロンの奢侈論がのちのヒュームやフォルボネの奢侈論を準備するものであったことを示している（ただしムロンも結局のところ明示的にはマンデヴィルと同じく富者の奢侈に限定してその効用を称揚したにすぎず、ヒュームやフォルボネと同じ地平に立つものではなかったことは、既に述べた通りである）。

1736年に『世俗の人』(*Le Mondain*)、そして翌年に『世俗の人の擁護あるいは奢侈の弁護』(*Défense du Mondain ou l'apologie du luxe*)の2つの詩編を発表して、ムロンにただちに応じたのがヴォルテールであった³⁾。彼はそこでアダムとイブの「楽園」を嘲弄し、古代における質素の美德は貧困ゆえにすぎないとして、質素の美德の幻想性をあばきつつ、「わたしのいるこの場所こそが地上の楽園」(p. 139)と、みずからの奢侈的生活を高々とうたいあげた。人間の世俗的幸福は衣食住の洗練による快樂の増大によって得られるのであり、このような洗練された奢侈的な生活こそは文明の証しにほかならない。ヴォルテールは価値規範の世俗化の傾向を全面的に容認して、奢侈的生活を擁護し、さらにはそれを可能にしたコルベールの力になる「商業」の発展への称賛を惜しまないのである（「そこかしこにかくも豊饒を目にし／技芸や巧みな労作の母が／その豊かな源からわれらに／必要な品々や新たな楽しみをもたらすのを目にすること／それは汚れたわたしの魂にはこの上なく心地よい」p. 133）。ヴォルテールには文明の果実を享受するのにいささかの道徳的なためらいもみら

れない。むしろ上の2つの詩編は「リゴリストたちへの宣戦布告」(Morize [1901], p. 44)であり、洗練された生活を享受しながら禁欲的徳(質素)を求める「えせ信者」の自家撞着への告発であった。彼はたんに奢侈的生活をうたいあげるばかりか、『世俗の人の擁護』においては、マンデヴィルやムロンと同じく奢侈の社会的効用にも目を向け、「奢侈は小国を損なうにしても／大国を養うことを知るべし」(p. 155)とか、「奢侈の嗜好はあらゆる身分に及び／貧しい者は高貴な人の虚栄心により養われ／そして労働はこの柔弱さにより保証されて／緩やかな足どりで富へと至りつく」(p. 156)などと述べている。しかしこの点では1738年の小編(Voltaire [1789])をも含めて、とくに彼に独自の見方が披瀝されているわけではない。この時点でのヴォルテールの論争への介入の意義は、要するに彼が文明の果実の享受を手放して称揚し、世俗的幸福を求める利己的な人間本性の伝統的な宗教・道徳世界の桎梏からの解放を宣言することで、良くも悪くも人々に時代の転換への自覚を促したことである。この著名な知の巨人、ヴォルテールはマンデヴィルの『寓話』にも劣らない十分に刺激的な詩編によってムロンの思想の核心を表すことで、奢侈という係争点への人々の関心を改めて喚起したのである。

ではこの論争は、この時代のもう1人の知の巨人、モンテスキューの政治・経済思想にどのように刻印されているだろうか。ムロンとの知的交流を終生続けたといわれるモンテスキューは、『ペルシャ人の手紙』(*Lettres persanes*, 1721)において、簡略ながらも早くムロンと同じような奢侈の見方を披瀝しているが、ここでは『法の世界』(*De l'esprit des lois*, 1748)に依って、彼の商業論と政体論に照らしてその奢侈論の概略的特徴を明らかにしよう⁴⁾。

モンテスキューは、商業においては「すべての結合は相互の必要に基づいている」から、商業はおのずから「野蛮な習俗を磨き、これを穏和にする」として(p. 585/中138-9)、その平和の効用を説くとともに、商業の拡大は消費と雇用を拡大し、技術的により洗練された物資の享受(奢侈)

を可能にすることで文明化の進展に寄与すると述べている。「商業の成果は富である、富に続くものは奢侈である、奢侈に続くものは技芸の完成である」(p. 605/中162)という次第である。彼はまた商業→富→奢侈→技芸という、このような展開をもたらす主体的、客体的動因は虚栄心などに由来する人間の顕示的欲求や生活の改善欲求であると考えた(「労働は虚栄の一帰結である」p. 561/中108)。この点は『ペルシャ人の手紙』以来一貫している。そこで彼はこう述べている、「利益は地上で最大の君主である。……労働に対するこの熱意、金持ちになりたいというこの熱望は身分の上下を問わず、職人から貴顕にまで通有のものだ。だれも、いままで自分のすぐ下にいた人間より貧乏になるのを好まない」⁽⁵⁾。このような「商業の時代」の傾向を最もよく体現しているのが、「その政治的利益を常に商業の利益に譲歩させている」(p. 590/中145) イギリスであり、「この国では人間は浮薄な才能や属性によってはほとんど評価されず、実質的な資質によって評価されるであろう。そしてこの資質には2種類しかない、それは富と個人的長所である。この国には、虚栄心の洗練ではなく、現実的欲求の洗練に基礎を置いた堅実な奢侈が存在するだろう。そして、事物のうちに自然が与えた快樂以外のものはほとんど求められないであろう」(p. 581/中133)。

以上のような商業や奢侈の見方はムロンやしばらくのちのフォルボネのそれとほとんど同じであり、モンテスキューはかれらと同じく、奢侈や技芸の洗練を称揚し、これらを導く「商業の精神」を称揚するのである。モンテスキューは他方で奢侈の物質的基礎に着目して、奢侈は富の分配の不平等、とりわけ土地資産の所有の不平等の結果であると考えた。すなわち、奢侈は余剰の存在を前提にするが、この余剰はもっぱらより多くの富の分配に与る富者のみが手にし、富者はこれを貧者の生産する奢侈品と交換に提供することでみずからの奢侈的欲求を満たすのである。したがって奢侈は富者に限定され、より多くの分配を受ける者ほどより多くの奢侈的支出を行って奢侈品生産労働を養わねばならない(「個人の富は公民の一

部から生存上必要なものを奪うことによるのみ増加した。それゆえ、必要なものはかれらに返されねばならない」p. 336/上 138)。ただしここでいう奢侈を享受しうる富者とは常に相対的であり、ときに誤解されるように富者と貧者とが絶対的に区別されていたわけではない（「君主国家が維持されるためには、奢侈は、農夫から職人、商人、貴族、役職者、大領主、大徴税請負人、君公へとしだいに増大していかなければならない。そうでないと、すべては失われるであろう」*ibid.*）。また相対的富者と相対的貧者との間の生産と消費とをめぐる循環は、閉じたサイクルとして生産力一定の下で単純に繰り返されていくにすぎないものでもない。不平等と都市への人口集中は人々の虚栄心を刺激するから、富者あるいは土地所有者がより洗練された奢侈品の獲得を目指して余剰の生産に励むことで、生産力は拡大していくであろう。それゆえ、このような富の分配が不平等な社会では、相対的富者の奢侈的欲求が常に刺激され、これに応える奢侈品が提供され続けねばならない（「耕作者にも手工業者にも果実が消費されるためには、工業が確立しなくてはならない。一言でいえば、これらの国では、多くの人々が自分たちに必要である以上に耕作する必要がある。このために彼らに余剰をもちたいという欲望を起こさせねばならない。しかしそれを起こさせうるものは手工業者しかいない」p. 692/中 264)。このような不平等な社会でこそ、より下位の階層への転落を嫌い、あるいは致富を通じてより上位の階層への上昇を目指して労働に励むモチベーションが生まれるとともに、相対的により豊かであるほどより著しい奢侈的消費によって、生産者に労働機会が与えられうるのである。このような展開を導く原動力こそ自己利益を求める「商業の精神」であり、これによる「商業」の発展であった。ここには不平等社会を前提に奢侈が社会進歩の主體的、客體的な動因であることが、いわば典型的に示されている。

しかしながら、以上の議論は政体論と結合されて独自の展開をたどることになる。モンテスキューにとっては、奢侈と労働に導かれて社会進歩を実現しうる不平等な社会とは、身分的ヒエラルキーに応じて富の分配が不

平等な君主政の社会にほかならない。これに対して民主政の下で奢侈が広まれば人心は個人的な利益の追求に向かうから、奢侈は「共和政の魂である平等」を損ない、利他的な徳を腐敗させて民主政を破壊するであろう（彼には不平等な民主政は矛盾にすぎない）。しかし他方で君主政を維持する政体の原理は名誉であるから、「商業の精神」が国民的精神となって全面展開することは、この政体の原理を損ない、かえって君主政を危機に陥れることになる。「商業の精神」は自己利益の実現のために「質素、儉約、節度、労働、賢明、平穩、秩序および規則の精神」（p. 280/上 70）を導くから、商業は一定の自律性を維持するが（「商業の精神は人間の中に厳密な正義についてのある感情を生み出す」p. 586/中 139）、しかしこれが君主や貴族に及べば、権力の行使あるいは政治的秩序の維持にかかわるこれらの義務は放棄され、君主政は危機に陥るとされる。すなわち「商業の精神」はその本性上、徳や名誉をも商品化するに至るから（*ibid.*）、これが全面展開すれば、「君主の権力と人民の無力との紐帯であり、権力がそこを流れるための中間の水路」（p. 247/上 28）である貴族中間権力は空洞化し、国家の安定性が損なわれるとともに、「君主政の卓越性」が奪われて専制政へと墮落するというのである。法の保管に与る法服貴族は「能力と徳」とによってのみ際立とうとし、蓄財よりは財産の蕩尽を旨とする大貴族は「富を望み得ないときには権勢を望み、それも得られないときには名誉を得たという理由でみずからを慰める」、このような貴族の存在こそが君主国の偉大さと力の源であり、法の制定、保管、執行などの権力の行使にかかわる人々の精神は決して「商業の精神」であってはならない（pp. 598-9/中 154-5）。他者との差別化を求める（哲学的にみれば「偽りの」）名誉の本質と自己利益を求める「商業の精神」との関係、言い換えれば名誉と富との関係について彼の叙述には判然としないところがあるが、少なくとも権力の行使に与る人々に関しては、名誉を望むことが経済的利益の追求によってみずからの差別化を求めることであってはならないのである（「貴族が君主政において商業を営むのは商業の精神に反して

いる。……貴族が君主政において商業を営むのは君主政の精神に反している」p. 598／中153)。

かつてボワギルベールは意図せずして、経済秩序の自律性が身分制的な政治的秩序を空洞化させうる可能性を導き出したが、モンテスキューにとっては、祖国の栄光とみずからの名誉のほかには何も望まない気高さ貴族中間権力の存在こそが、政治的自由を保証し君主政が専制政に墮落せずに存続するための条件であり、むしろ商業の繁栄と、これによる富の増大ないし奢侈や技芸の進展を可能にする制度的保証であったから、そのような空洞化は許されるものではない。商業の展開は社会的ヒエラルキーを損なわない限りでのみ許容されるのであって、それゆえ「君主政体は商業を人民にしか許容しない」(p. 289／上81)のである。したがってまた富裕な市民層が経済的利益の追求によってみずからの差別化をはかる方向として彼が示したのは、売官制によるより上位の身分の獲得という社会的上昇の可能性であった(「私が言いたいのは、自分の職業で傑出したものが他の職業に達しうる望みがある場合、その職業をよりよく営むということである。金錢を対価として貴族身分を獲得しうるようになっていっていると、大商人は、これに達しうる地位に自分をおくために大いに努力する」pp. 598-9／中154)。ここでは富は社会的身分に伴う名誉を獲得する手段にすぎず、自己利益(富)を求める利己的情念はいわば身分制秩序に取り込まれてしまう。人民と君主とを繋ぐ貴族中間権力を政治的秩序の紐帯とするモンテスキューの権力分立論は、ボワギルベールなど(やのちの重農学派)の秩序論における政治学の欠如を埋めるものであるが、しかしそれは君主政を支える身分制秩序に基づく権力の分立ないし均衡であったから、身分制秩序を流動化しうる商業の時代の全面展開と相容れるものではなかったのである。

モンテスキューは奢侈と労働を原動力として王国経済の発展を目指すとともに、貴族の復権による政治的自由と安定を求めて絶対主義的統治を批判したが、ここでは社会秩序は経済的あるいは道徳的な自律性によって与

えられるのではなく、あくまで上にみたような政治的秩序を通じて保証される。それゆえ彼にはこのような政治的秩序の維持こそがなにより優先されるべき課題であったから、これを攪乱するもの（「ローのシステム」や商人貴族）は到底、容認されえないし、政治的利益よりも商業の利益を優先し貴族に商業を許したイギリスのあり方は真似るべき模範などではありえない。「商業」活動はこの政体の構造を損なわない範囲内でのみ助長されねばならなかった（p. 289/上81）。こうして商業→富→奢侈→技芸というムロンと同じ展望を示したモンテスキューの奢侈容認論は、他方で「商業」活動というみずからの意欲の結果としての奢侈を人民にのみ許し、さらには富を社会的身分に伴う名誉の獲得手段と捉えるなど、経済的機能には還元されえない諸身分の質的差違を維持しようとする彼の政治的論理の優位性の前に、大きく屈折せざるをえない。ここにわれわれは、「富裕」の実現を至上命題として、諸身分の質的差違を経済的機能における量的差違に還元し、機会の平等性を通じての不平等の流動化をも展望したしばらくのちのフォルボネとの鮮やかな対照をみることができる。モンテスキューが政治優位の方向へと屈折させたベクトルは、マンデヴィルやムロンの唱える奢侈の効用を一般化して「国民の奢侈」を目指したフォルボネによってもとの向きに戻され、これとともにフランスにおける奢侈容認論あるいは経済学の展開は、新たな段階を迎えることとなるのである。

(注) (1) フランスにおける18世紀前半の奢侈論争を論じた文献は、Morize [1909] 以後には、Labrielle-Rutherford [1963], Spengler [1965], Ross [1976], Meyssonier [1989], 森村 [1993], Berry [1994] などがあるが、最近のPerrot [1995] は19世紀の展開まで視野に入れて、おもに社会学的観点から奢侈の問題性の全体を捉えようとした意欲的研究である。本稿は経済学の形成の問題とのかかわりに重点を置いている点で、それらの先行諸研究とはやや視点を異にしている。モンテスキューの奢侈論については、木崎 [1976] (59-79 ページ) をも参照されたい。

(2) 以下、『蜂の寓話』のテキストは、Mandeville [1924] のケイ版を用い

ている。なおマンデヴィルに関してやや詳しくは、米田 [1995] を参照されたい。

(3) ヴォルテールの2つの詩編はいずれも Morize [1909] に収められたテキストを用いている。

(4) 以下、『法の精神』のテキストは、Montesquieu [1951] のプレイヤード版を用いている。

(5) Montesquieu [1949], p. 289/194 ページ。

[参考文献]

- 赤羽裕 [1975] 『アンシャン・レジーム論序説』みすず書房。
- 浅田彰 [1983] 「ローとモンテスキュー」樋口謹一編『モンテスキュー研究』白水社。
- Berry, C. J. [1994] *The Idea of Luxury, A conceptual and historical investigation*, Cambridge University Press.
- Bouzinac, J. [1920] *Jean François Melon, économiste*, Toulouse.
- Dionnet, G. [1901] *Néomercantilisme au XVIII^e siècle et au début du XIX^e siècle*, Paris.
- Dubois, A. [1903] *Precis de l'histoire des doctrines économique*, Paris.
- Dutot [1935] *Réflexions politique sur les finances et le commerce*, édition intégrale publiée pour la première fois, éd. par P. Harsin, Paris, 2vols.
- Faure, E. [1977] *La Banqueroute de Law*, Paris, Gallimard.
- Guggenheim, T. [1978] *Les Théorie monétaires préclassiques*, Geneve.
- Harsin, P. [1928] *Les Doctrines monétaires et financiers en France du XVII^e au XVIII^e*, Paris.
- Harsin, P. [1935] "Introducton" in Dutot [1935], t. 1.
- 木崎喜代治 [1976] 『フランス政治経済学の生成』未来社。
- 小林昇 [1988] 「ジェイムズ・スチュアートの見たジョン・ローのシステム」『小林昇著作集X J. スチュアート新研究』未来社。
- Labriolle-Rutherford, M. R. de [1963] "L'Evolution de la notion du luxe depuis Mandeville jusqu'à la Revolution," *Studies on Voltaire and the Eighteenth Century*, XXVI.
- Mandeville, B. [1924] *The Fable of the Bees: or, Private Vices, Publick*

- Benefits, by Bernard Mandeville, with a Commentary Critical, Historical, and Explanatory*, ed. by F. B. Kaye, Oxford, Clarendon Press, 2vols. (泉谷治訳『蜂の寓話 私悪すなわち公益』法政大学出版局, 1985年, 同訳『続・蜂の寓話』法政大学出版局, 1993年) .
- Melon, J. F. [1736] *Essai politique sur le commerce*.
- Meyssonnier, S. [1989] *La Balance et l'horloge, la genèse de la pensée libérale en France au XVIII^e siècle*, Les Editions de la Passion.
- Montesquieu [1949] *Lettres persanes*, in *Œuvres complètes de Montesquieu*, éditions établie et annotée par Roger Caillois, Paris, Gallimard (Bibliothèque de la Pléiade), t. 1 (井田進也訳「ペルシャ人の手紙」井上幸治編『モンテスキュー』中央公論社, 1973年に所収).
- Montesquieu [1951] *De l'esprit des lois*, in *Œuvres complètes de Montesquieu*, t. 2 (野田良之他訳『法の本質』岩波書店, 1987-8年, 全3巻).
- Murphy, A. E. [1998] "The enigmatic monsieur Du Tot," *Studies in the History of French Political Economy, From Bodin to Walras*, ed. by G. Faccarello, London and New York, Routledge.
- 森村敏巳 [1993] 『名誉と快楽 エルベシウスの功利主義』法政大学出版局。
- Morize, A. [1909] *L'Apologie du luxe au XVIII^e siècle et 《Le Mondain》 de Voltaire*, Paris [1970, Geneve].
- 奥田敬 [1986] 「18世紀ナポリ王国における『政治経済学』の形成(下) —アントニオ・ジェノヴェージ『商業汎論』とその周辺—」『三田学会雑誌』第79巻, 第5号。
- 大田一廣 [1988] 「J.-F. ムロンの経済思想」小林昇編『資本主義世界の経済政策思想』昭和堂。
- 大田一廣 [1990] 「デュトの経済思想とフランス古典経済学」田中敏弘編『古典経済学の生成と展開』日本経済評論社。
- Paris-Duverney [1740] *Examen du livre intitulé Réflexions politique sur les finances et le commerce*, 2vols.
- Perrot, P. [1995] *Le Luxe, une richesse entre faste et confort XVIII^e et XIX^e siècles*, Editions du Seuil.
- Pinto, I. de [1771] *Traité de la Circulation et du Credit*.
- Ross, E. [1976] "Mandeville, Melon and Voltaire: the origins of the luxury controversy," *Studies on Voltaire and the Eighteenth Century*,

CLV.

- 佐村明知 [1985] 「ジョン・ロー・システムの展開と諸相」『大阪大学経済学』第 35 巻第 1 号。
- Soudois, H. [1924] “Difficultés monétaires au début du XVIII^e siècle,” *Journal des Économistes*, t. III, p. 175-190 et 313-334.
- Spengler, J. J. [1965] *French Predecessors of Malthus*, New York.
- 津田内匠 [1993-8] 「J.-F. ムロンの『システム論』(1)(2)(3)(4)」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』No. 13, 14, 16, 18。
- 米田昇平 [1995] 「奢侈と消費—マンデヴィルとムロンを中心に—」『下関市立大学論集』第 38 巻第 3 号。
- 米田昇平 [1996] 「奢侈と節約—イザック・ド・ピントの奢侈批判を中心に—」『下関市立大学論集』第 39 巻, 第 2・3 合併号。
- Voltaire [1879] *Observation sur MM. Jean Lass, Melon et Dutot sur le commerce, le luxe, les monnoies, et les impôts* (1738), in *Œuvres de Voltaire*, Nouv. éd., Paris, t. XXII.